

社会福祉法人江東区社会福祉協議会ハンディキャブ貸出要綱

平成2年5月21日議案第2号議決

改正 平成12年8月1日 江東VC発第46号

改正 平成14年3月28日 江東VC発第174号

改正 平成18年2月17日 江東VC発第157号

改正 令和7年1月30日 6江東社協ボ第201号

(目的)

第1条 この要綱は、歩行困難な身体障害者（児）及び高齢者の移動のため、家族等にハンディキャブの貸出しをすることにより、その行動範囲を広げ社会参加を促進し、もって地域福祉の向上を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 対象者は、江東区内に居住する江東区社会福祉協議会の賛助会員で、日常生活に介護が必要な身体障害者（児）及び高齢者のうち、次の各号に該当する者とする。

(1) 車いす利用者

(2) その他会長が必要と認めた者

(使用できる範囲)

第3条 使用できる範囲は、社会福祉法人江東区社会福祉協議会ハンディキャブ貸出実施細目（以下、「貸出実施細目」という。）に定める。

(使用登録)

第4条 ハンディキャブの使用を希望する者（以下、「使用希望者」という。）は、ハンディキャブ使用登録申請書（第1号様式）を江東区社会福祉協議会会長（以下、「会長」という。）に提出し、使用登録の審査を経なければならない。

2 使用登録の期間は毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。ただし、年度の途中で新たに登録する場合は、登録した日から当該年度の3月31日までとする。

3 会長は、使用登録に係る審査を5日（土・日・祝日を除く）以内に行い、審査結果をハンディキャブ使用登録決定通知書（第2号様式）により通知する。

(申込み)

第5条 使用希望者は、電話にて仮予約を行い、使用日（土・日・祝日を除く）の3日前までに、江東区ハンディキャブ使用申込書（第3号様式）（以下、「申込書」という。）を江東区ボランティア・地域貢献活動センター所長（以下、「所長」という。）に提出する。なお、電子申請することができる。

2 運転ボランティアを希望する場合は、使用日（土・日・祝日を除く）の10日前までに、申込書を所長に提出する。なお、電子申請することができる。

3 使用希望者は、申込み時点で運転者を定め、事前承認を受けるものとする。

4 前項の規定にかかわらず、使用希望者本人において、運転者の確保ができない場合は、予め江東区ボランティア・地域貢献活動センターに登録している運転ボランティアの紹介をすることにより申込書を受理する。ただし、使用希望者は同乗する介助者を確保しなければならない。

(使用承認)

第6条 所長は、前条の申込書を受理した時は、速やかに審査をし、貸出しを適当と認めるときは承認する。

(使用承認の取り消し)

第7条 所長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の承認を取り消し、又は制限し、もしくは停止することがある。

- (1) 事故、災害、その他の理由により、ハンディキャブが運行できなくなったとき
- (2) 使用者、運転者が使用の条件に違反し、又は所長の指示に従わなかったとき
- (3) 前各号の他、ハンディキャブの車検、修理等管理上の必要があるとき

(使用日)

第8条 ハンディキャブを使用できる日は、12月28日から1月3日の期間及び車両点検整備日を除く日とする。

(使用者の義務)

第9条 第4条の規定により、ハンディキャブの使用登録が決定した者は、ハンディキャブを使用する際、ハンディキャブ使用注意及び別に定める貸出実施細目記載事項を遵守しなければならない。

(使用料)

第10条 ハンディキャブの使用料は無料とする。ただし、ガソリン代や走行に係る費用は使用者が負担するものとする。

(事故の取扱い)

第11条 ハンディキャブの使用時に使用者の責任において生じた事故については、貸出実施細目に定める通りに扱うものとする。

(補則)

第12条 この要綱の施行についての必要な事項は、別に貸出実施細目を定める。

附 則

- (1) この要綱は平成2年5月21日より施行する。
- (2) 社会福祉法人 江東区社会福祉協議会ミニハンディキャブ運行管理要綱（昭和61年1月議決第12号）は廃止する。

附 則

この要綱は平成12年8月1日より施行する。

附 則

この要綱は平成14年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は平成18年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は令和7年4月1日から施行する。